

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成24年10月12日 現在)

		出荷制限	摂取制限
福島県	原乳	2市6町3村※1	—
	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)		
	結球性葉菜類 (キャベツ等)	2市6町3村※2	2市6町3村※2
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
	カブ		—
	原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
	原木シイタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—
	原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
野菜類	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町
	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村	—
	わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
	くさそてつ(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村	—
	たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村	—
	ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	—
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村	—
	ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町	—
	わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町	—
	ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	—
	ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—
	クリ	二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市	—
	キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	—
穀類	米 (平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米 (平成24年産)	※3。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。	—
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウグイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物40種※4	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的な經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉※5	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	6市10町4村※6
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、湯川村、昭和村、楢葉岐村	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、湯川村、昭和村、楢葉岐村

※3 福島県広野町、楢葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び宇下馬沢、常葉町塙田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、湯川村、昭和村、楢葉岐村並びに山根合村の区域に限る。)及び国見町(旧日生谷田、久保田村、久保田、田仲内、西郡山、菅ノ口、河原田、東深窓、西深窓及び東に限る。)及び保原町柱田(抜田、平、官内、前田、稻荷妻、砂子下及び根岸に限る。)に限る。)、旧堰本村(梁川町大関(寺謹、清水、清水沢、松平、久保、櫛塚、里ヶ谷、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。)、梁川町新田及び梁川町細谷に限る。)、旧石戸村、旧上保原村、旧靈山村、旧小手村及び旧官野村(梁川町八幡に限る。)の区域に限る。)、二本松市(旧沂川町及び米沢に限る。)、旧岳下村、旧小浜町、旧塙沢村、旧木幡村、旧井沢村、旧新殿村、旧太田村(岩代町)及び旧太田村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び睦合村の区域に限る。)及び国見町(旧日生谷田、旧木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)

※4 アカメ、アカガレイ、アカシビラメ、イカナゴ(稚魚を除く。)、イシガレイ、ウスメハリ、ウミナガゴ、エイソアライメ、キヌネバメル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、ショウサイフグ、シロメバル、スケトウダラ、スズキ、ナガツカ、ニベ、マダラガレイ、ヒガシフグ、ヒラ、ホウボウ、ホシガレイ、ホシザメ、マナゴ、マコガレイ、マコダラ、マツカワ、ムシガレイ、ムラソイ、メイタガレイ、ピノスガイ、キタマラサキウニ

※5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう請

※6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成24年10月12日 現在)

青森県		出荷制限
水産物	マダラ	青森県東通村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手両県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	キノコ類(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、平泉町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
水産物	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
	マダラ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
肉	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	くさそてつ(ごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
	クラゲ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
水産物	スズキ	ヒガシングラ
	ヒガシングラ	ヒラメ
	ヒラメ	マダラ
	マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。)	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の北上川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	インシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	イシガレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	コモリカスベ	スズキ
	シロメバル	ヒラメ
	スズキ	マダラ
	ニベ	イワナ(養殖を除く。)
	ヒラメ	ヤマメ(養殖を除く。)
肉	アメリカナマス(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の北上川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	ギンブナ(養殖を除く。)	ウナギ
	ウナギ	イソシの肉
その他	茶	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイソシの肉を除く。
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木トリタケ(露地栽培)	足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	矢板市、日光市、那須塩原市
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市：益子町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
野菜類	くさそてつ(ごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
野菜類	せんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
水産物	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
	ウグイ(養殖を除く。)	武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	ボタル
肉	ヤマメ(養殖を除く。)	ボタル
	牛の肉*	全城。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	インシの肉	全城。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるインシの肉を除く。
その他	シカの肉	全城
その他	茶	鹿沼市、大田原市
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、東吾妻町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうら岩橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)及び烏川のうち川田橋の上流(支流を含む。)
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうら岩橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
肉	インシの肉	全城
肉	クマの肉	全城
その他	茶	渋川市
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、印西市、白井市、山武市
	原木シイタケ(施設栽培)	山武市
野菜類	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
その他	茶	成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	湯河原町
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12ヶ月未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年10月12日現在

福島県		出荷制限
原乳		H23.3.21~: <b>下記の地域以外</b> H23.3.21~4.8解除: 嘉多市方、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町 H23.3.21~4.16解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、中島村、郡山市、須賀川市、由田市（旧都路村の区域を除く）、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、鶴川町、塙町、矢祭町、いわき市 H23.3.21~4.21解除: 相馬市、新地町 H23.3.21~5.1解除: 嘉多市（鹿島郡のうち、島崎、大内、川子及び塙を除く区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域を除く。） H23.3.21~6.8解除: 由田市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.21~10.7解除: 会津若松市、桑折町、天栄村、椿枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、柏葉町（東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		H23.3.21~: <b>下記の地域以外</b> H23.3.21~5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.21~5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、椿枝岐村 H23.3.21~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.21~6.1解除: 那山市、須賀川市、由田市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.21~6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.21~11.4解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	ホウレンソウ、カキナ	H23.3.21~: <b>下記の地域以外</b> H23.3.21~5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.21~5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、椿枝岐村 H23.3.21~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.21~6.1解除: 那山市、須賀川市、由田市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.21~6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.21~11.4解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）
	その他すべて	H23.3.21~: <b>下記の地域以外</b> H23.3.21~5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.21~5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、椿枝岐村 H23.3.21~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.21~6.1解除: 那山市、須賀川市、由田市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.21~6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村 H23.3.21~11.4解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）
結球性葉菜類(キャベツ等)		H23.3.21~: <b>下記の地域以外</b> H23.3.21~4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、椿枝岐村 H23.3.21~5.4解除: 那山市、須賀川市、由田市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.21~5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.21~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.21~10.28解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）
アブラナ科の花菖蒲類(ブロッコリー、カリフラワー等)		H23.3.21~: <b>下記の地域以外</b> H23.3.21~4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.21~5.4解除: いわき市 H23.3.21~5.11解除: 那山市、須賀川市、由田市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.21~5.16解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、椿枝岐村、只見町 H23.3.21~10.28解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、玉川村、平田村 H23.3.21~11.4解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）
カブ		H23.3.21~: <b>下記の地域以外</b> H23.3.21~5.4解除: 福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、由田市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、木曾町、下郷町、椿枝岐村 H23.3.21~5.18解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、由田市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.21~6.23解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。） H23.3.21~10.28解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。）
野菜類		H23.3.21~: <b>下記の地域以外</b> H23.3.21~5.4解除: 福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、由田市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、新地町 H23.3.21~5.11解除: いわき市 H23.3.21~5.25解除: 木曾町 H23.4.13~5.16解除: 由田市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、新地町 H23.4.13~5.23解除: 川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
原木しいたけ(露地栽培)		H23.10.18~: <b>木曾町</b> H23.7.19~: <b>伊達市</b> H23.7.22~: <b>新地町</b> H23.11.14~: <b>川内村</b>
原木しいたけ(施設栽培)		H23.4.13~5.16解除: 由田市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、新地町 H23.4.13~5.23解除: 川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
原木ナメコ(露地栽培)		H23.10.31~: <b>相馬市、いわき市</b> H23.3.8~: <b>棚倉町、古殿町、桑折町、国見町、川俣町、木曾町、下郷町、椿枝岐村</b> H23.9.15~: <b>喜多方市、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、椿枝岐村</b>
キノコ類(野生のものに限る。)		H23.10.18~: <b>喜多方市</b> H24.8.15~: <b>照和村</b> H24.10.11~: <b>鶴澤村</b>
たけのこ		H23.3.9~: <b>信濃市、相馬市、三春町</b> H23.5.13~: <b>南相馬市、木曾町、桑折町、川俣町、西郷村</b> H23.5.9~5.30解除: 平田村 H23.5.9~6.8解除: <b>いわき市</b> H24.4.9~
		H23.5.9~6.21解除: 天栄村 H23.5.13~6.21解除: 国見町 H24.4.10~: <b>福島市、新地町</b> H24.4.23~: <b>広野町</b> H24.5.2~: <b>二本松市、大玉村</b> H24.5.7~: <b>震置川市</b> H24.6.25~: <b>郡山市</b>
わさび(畑において栽培されたものに限る。)		H24.4.10~: <b>伊達市、川俣町</b> H23.5.9~: <b>福島市、桑折町、田村市、相馬市、広野町</b> H24.4.11~: <b>相馬市、伊達市、国見町、三春町</b> H24.4.22~: <b>田村市、古殿町</b> H24.5.10~: <b>二本松市、大玉村</b> H24.5.14~: <b>川内村</b>
たらのめ(野生のものに限る。)		H24.4.5.1~: <b>いわき市、相馬市、伊達市、桑折町</b> H24.4.5.2~: <b>郡山市、白河市、塙多市、会津坂下町、湯川村、柳津町、新地町</b> H24.5.10~: <b>大玉村、西郷村</b> H24.5.14~: <b>川内村</b>
ふきのとう(野生のものに限る。)		H24.4.8~: <b>福島市、川曾町、田村市、相馬市、広野町</b> H24.4.18~: <b>伊達市、桑折町、国見町</b>
こしあぶら		H24.4.5.2~: <b>福島市、二本松市</b> H24.4.5.7~: <b>郡山市、白河市、喜多方市、会津坂下町、湯川村、大玉村、西郷村、鶴川村</b> H24.5.10~: <b>伊達市、震置川市、天栄村、磐梯町、下郷町、大玉村、西郷村、鶴川村</b> H24.5.14~: <b>震置川市、いわき市、川俣町、石川町、天栄村</b> H24.5.17~: <b>磐折町、磐梯代代木</b>
せんまい		H24.4.5.2~: <b>いわき市、二本松市</b> H24.5.24~: <b>川俣町</b>
わらび		H24.5.10~: <b>いわき市、伊達市</b> H24.5.17~: <b>喜多方市、福島市、川曾町、磐梯町</b>
ウメ		H23.6.2~: <b>福島市、伊達市、南相馬市</b> H24.6.8~: <b>國見町</b>
ユズ		H23.6.8~H24.7.11解除: <b>相馬市</b>
クリ		H24.1.10~: <b>いわき市</b>
キウイフルーツ		H23.12.9~: <b>相馬市、南相馬市</b>

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年10月12日現在

\* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の実績: 平成24年10月12日現在

青森県		出荷制限	
水産物	マダラ	H24.8.27～：青森県東通村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台を結ぶ線、両端の中心点の正東の線、北海道えりも町稚内岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森港手前界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた地域	
岩手県		出荷制限	
たけのこ	H24.5.31～：一関市、奥州市 H24.4.13～：陸前高田市、住田町 H24.4.20～：大船渡市		
原木しいたけ(露地栽培)	H24.4.25～：一関市、釜石市、奥州市、平泉町、大槌町 H24.5.7～：花巻市、北上市、遠野市、金ヶ崎町、山田町		
野菜類	H24.5.10～：鹿角市 H24.10.11～：一関市、陸前高田市、平泉町		
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.5.10～：奥州市、花巻市 H24.5.14～：鹿角市 H24.5.15～：釜石市 H24.5.18～：住田町 H24.5.30～：一関市、奥州市		
せり(野生のものに限る。)	H24.5.19～：一関市、奥州市		
せんまい	H24.5.19～：一関市、奥州市		
わらび(野生のものに限る。)	H24.5.16～：住田町 H24.5.16～：奥州市、陸前高田市		
マダラ	H24.5.2～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域		
イワナ(養殖を除く。)	H24.5.8～：鶴井川(支流を含む。)及び妙川(支流を含む。)		
水産物	ウグイ	H24.5.11～：岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、鶴取ダムの上流及び早通ダムの上流を除く。) H24.6.12～：気仙川(支流を含む。)	
牛の肉	H23.8.1～：全県 H23.25～：一部解除	（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。）	
肉	クマの肉	H24.6.10～：全県	
	シカの肉	H24.7.28～：全県	
宮城県		出荷制限	
たけのこ	H24.5.1～：白石市、丸森町 H24.6.29～：栗原市		
野菜類	H24.1.18～：白石市、角田市 H24.3.8～：丸森町 H24.3.15～：鹿王町 H24.4.5～：村田町 H24.4.11～：気仙沼市、南三陸町		
原木しいたけ(露地栽培)	H24.4.12～：栗原市 H24.4.19～：石巻市 H24.4.20～：大崎市 H24.4.25～：登米市、東松島市 H24.4.27～：仙台市、名取市、加美町 H24.5.7～：川崎町、大和町、喜多方町 H24.5.9～：色麻町 H24.5.10～：七ヶ宿町 H24.5.18～：大崎町		
くさそてつ(こごみ)	H24.4.27～：大崎市、栗原市 H24.5.2～：加美町 H24.5.9～：気仙沼市		
こしあぶら	H24.5.9～：栗原市、南三陸町 H24.5.11～：気仙沼市、七ヶ宿町		
せんまい	H24.5.11～：氣仙沼市、丸森町 H24.5.17～：大崎町		
クロダイ	H24.6.28～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた地域		
スズキ	H24.4.12～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた地域		
ヒラメ	H24.5.30～：宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた地域		
マダラ	H24.5.2～：最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.5.2～H24.30解除：マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。)		
水産物	ヒガングフ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた地域	
ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.20～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)		
イワナ(養殖を除く。)	H24.5.14～：大倉川の大倉ダムより上流(支流を含む。)及び名取川の秋保大橋の上流(支流を含む。) H24.5.24～：三追川のうち荒磯ダムの上流(支流を含む。)及び赤川(支流を含む。)及び三追川のうち荒磯ダムの上流(支流を含む。)ただし、三追川のうち荒磯ダムの上流(支流を含む。)及び三追川のうち荒磯ダムの上流(支流を含む。)		
ウグイ	H24.6.22～：江合川のうち荒磯ダムの上流(支流を含む。)及び喜石川のうち荒磯ダムの上流(支流を含む。) H24.4.20～：宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。) H24.5.18～：宮城県内の大川(支流を含む。) H24.5.28～：宮城県内の北上川(支流を含む。)		
牛の肉	H23.7.28～：全県 H23.3.19～：一部解除	（県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。）	
肉	イノシシの肉	H24.5.22～：角田市、丸森町、山元町 H24.6.25～：全県(上記除外を除く。)	
	クマの肉	H24.6.25～：全県	
山形県		出荷制限	
肉	クマの肉	H24.9.10～：全県	
茨城県		出荷制限	
原乳	H23.3.23～4.10解除：全県		
野菜類	ホウレンソウ カキナ バセリ タケノコ	H23.3.21～4.17解除：全県(下記の地域を除く。) H23.3.21～6.1解除：北茨城市、高萩市 H23.3.21～4.17解除：全県 H24.4.5～：潮来市、小湊玉市、つくばみらい市 H24.4.13～：石岡市、鹿嶼郡、那珂市、守谷市、茨城町、利根町 H24.4.19～：ひたちなか市、那珂市、東茨城 H24.4.26～：北茨城市、大洗町 H23.10.14～：土浦市、行方市、鉾田市、小湊玉市 H23.11.10～：茨城町、阿見町 H24.4.6～：常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.13～：ひたちなか市、那珂市 H23.10.14～：土浦市、鉾田市 H24.5.2～：日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。) H24.5.15～：常陸大宮市(野生のものに限る。)	
水産物	イシナギ スズキ シロメバル ニベ ヒラメ コモンカスベ	H24.7.5～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海 H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海 H24.4.13～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海 H24.4.17～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海 H24.4.17～H24.6.30解除：北緯36度35分の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海 H24.6.1～：最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海 H24.4.17～：霞ヶ浦、北浦及び外浦沿岸並びにこれらの中沼に流入する河川並びに常陸利根川(支流を除く。) H24.4.17～：霞ヶ浦、北浦及び外浦沿岸並びにこれらの中沼に流入する河川並びに常陸利根川(支流を除く。) H24.5.7～：霞ヶ浦、北浦及び外浦沿岸並びにこれらの中沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)	
肉	イノシシの肉	H23.12.21～：一部解除(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) H24.6.2～以下地図以外	
		H23.6.2～10.18解除：水戸市、常総市、坂東市、八千代市、境町 H23.6.2～H24.4.9解除：大子町 H23.8.2～H24.5.23解除：常陸太田市、常陸大宮市 H23.8.2～H24.5.23解除：石岡市、那珂市、城里町 H23.6.2～H24.5.6解除：水戸市 H23.6.2～H24.7.24解除：水戸市 H23.6.2～H24.8.20解除：高萩市 H23.6.2～H24.9.12解除：日立市 H23.6.2～H24.10.5解除：茨城町 H23.6.2～H24.10.11解 づくは市	

\* [ ] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の実績: 平成24年10月12日現在

栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21~4.21解除: 那須塩原市、塙町	
カキナ	H23.3.21~4.27解除: 全域	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.2~: 日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那珂川町 H24.8.7~: 鹿沼市 H24.8.9~: 矢板市 H24.8.15~: 那須町 H24.8.29~: 大田原市 H24.10.10~: 塙谷町 H24.10.12~: 那須烏山市 H24.5.1~: 那須塩原市、那須町	
タケノコ	H24.6.7~: 日光市、大田原市 H24.6.13~: 矢板市	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.2.15~: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10~: 宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11~: 大田原市、日光市、益子町 H24.4.12~: 足利市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13~: 塙木市、壬生町	
野菜類	H24.2.16~: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10~: 方賓町、那須町 H24.4.12~: 大田原市 H24.5.29~: さくら市 H24.6.4~: 鹿沼市 H24.6.28~: 壬生町	
原木クリタケ(露地栽培)	H23.11.7~: 鹿沼市、矢板市 H23.11.8~: 大田原市、那須塩原市 H23.11.14~: 足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町	
原木ナメコ(露地栽培)	H23.10.4~: 那須塩原市、日光市 H24.5.1~: 大田原市、那須町	
くそそてつ(こごみ)(野生のものに限る。)	H24.5.2~: 那須塩原市 H24.5.1~: 大田原市、那須町 H24.5.2~: 那須塩原市、茂木町(野生のものに限る。) H24.5.2~: 宇都宮市、那須烏山市(野生のものに限る。) H24.5.7~: 鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。)	
こしあぶら(野生のものに限る。)	H24.5.15~: さくら市(野生のものに限る。)	
さんしょう(野生のものに限る。)	H24.5.1~: 宇都宮市、日光市 H24.5.14~: 那須塩原市 H24.5.16~: 大田原市	
せんまい(野生のものに限る。)	H24.5.7~: 日光市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.27~: 大田原市、矢板市	
たらのめ(野生のものに限る。)	H24.5.1~: 那須町 H24.5.2~: 市貝町	
わらび(野生のものに限る。)	H24.5.17~: 大田原市、鹿沼市 H24.9.14~: 那須塩原市、那須町	
クリ	H24.9.18~: 大田原市	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) H24.8.10~: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10~: 永野川(支流を含む。) H24.6.20~: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) イワナ(養殖を除く。) H24.5.7~: 武茂川(支流を含む。) 及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。) H24.5.7~H24.9.28解除: 大戸川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.5.30~H24.9.28解: 荒井川(支流を含む。)	
牛の肉	H23.8.2~: 金城	
肉	イソシの肉 H23.1.2~: 金城 シカの肉 H23.12.5~: 金城	
その他	茶 H23.6.2~: 鹿沼市、大田原市 H23.7.8~H24.6.1解除: 栃木市	
群馬県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ H23.3.21~4.8解除: 全域 カキナ H23.3.21~4.8解除: 全域	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.25~: 泽田市、東吾妻町、嬬恋村 H24.10.10~: 高山村	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) H24.4.27~: 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、那珂川(支流を含む。)及び篠ノ木川(支流を含む。) イワナ(養殖を除く。) H24.8.8~: 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、那珂川(支流を含む。)及び島川のうち川田橋の上流(支流を含む。)	
肉	イソシの肉 H24.10.10~: 金城 クマの肉 H24.9.10~: 金城	
その他	茶 H23.6.30~H24.5.28解: 桐生市 H24.5.28~: 桐生市	
千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ H23.4.4~4.22解除: 旭市、香取市、多古町 シュウギク、テンゲンサイ、サンチュ H23.4.4~4.22解除: 旭市 バセリ H23.4.4~4.22解除: 旭市 セルリー H24.4.5~: 市原市、木更津市 タケノコ H24.4.6~: 我孫子市、銚町 H24.4.11~: 柏市、白井市、八千代市 H24.4.12~: 銚崎市 H24.4.19~: 芝山町 H23.10.11~: 我孫子市、君津市 H23.11.18~: 通山市 H23.12.22~: 佐倉市 H24.2.23~: 印西市 H24.4.10~: 白井市 H24.4.18~: 千葉市、八千代市 H24.5.18~: 山武市 原木シイタケ(露地栽培) H24.5.18~: 山武市 原木シイタケ(施設栽培)	
水産物	ギンブナ H24.7.19~: 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)	
その他	茶 H24.8.2~: 成田市 H23.6.2~H24.9.7解除: 大網白里町 H23.7.4~H24.5.21解除: 藤浦市 H23.6.2~H24.5.25解除: 八街市 H23.6.2~H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市	
神奈川県		出荷制限
その他	茶 H23.6.2~: 通河原町 H23.6.2~8.29解除: 南足柄市 H23.6.23~9.12解除: 松田町、山北町 H23.6.2~10.14解除: 爱川町、清川村 H23.6.23~10.26解除: 相模原市 H23.6.27~10.26解除: 中井町 H23.6.2~11.11解除: 小田原市 H23.6.2~11.10解除: 真鶴町	
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。) H24.9.20~: 雪井沢町、御代町 H24.10.1~: 小鹿町、南牧村 H24.10.11~: 佐久市	

\* [ ] の箇所は、出荷制限の対象

現在の実績：平成24年10月12日現在  
現在の実績：平成24年10月12日現在

※\_\_\_\_\_の箇所は掲取制限の対象